





# 女性、子どもたちが笑顔になる大阪に

意図的な「公務員ハッシング」を利用した攻撃が強められ、職員と住民を分断する動きが強まっています。この間、府職労は「職場から仕事を奪う運動」をすすめ、住民要求懇談会、地方自治研究会などを開催し、住民のみならず、自治体の役割、自治体労働者の役割を見直す取り組みをすすめています。

「わたしたち、地方自治の仕事を考え、深めるために」「住民と考える地方自治」を連載しています。第2回目は、新日本婦人の会大阪府本部の吉持佳代子さんです。

(聞き手 府職労書記 茂内梨香子)

——こんにちは。自己紹介をお願いします。

こんにちは。私は住んでいる住吉地域で新婦人の会員になり、その後、住吉支部の専任役員として活動してきました。そこでの経験を生かして、現在は府本部の専任役員として活動しています。



新日本婦人の会大阪府本部 (新婦人)

吉持 佳代子さん

幅広い女性が活動しています。どんな小さなことでも「言いたいこと」「やりたいこと」があれば、それは要求です。その要求実現を求めて趣味のサークル活動などとして

## あらゆる世代の女性を応援

——「新婦人」ってどんな活動をしているのですか。

新婦人は今年で結成52年を迎えます。52年前の日本でポリオウイルスによる感

染症が流行しました。一刻も早く子どもたちに予防接種を受けさせたい、そのためワクチンを輸入してほしいという子どもを持つ親の声の運動につながったことがきっかけとなり結成されました。

現在は、あらゆる年齢層の女性の悩みを解決し、要求を実現することを目的に活動しています。運動の柱として「平和」「子どもと教育」「くらし(社会保障)の充実」「ジェンダー平等」を柱にして活動しています。私は「子どもと教育」の担当をしています。

現在、大阪府内に63の地域に支部があり、全国でも一番大きな組織になっています。地域では、独自の働く女性、子育て中のお母さん、お孫さんがいる方

## 連載② 住民と考える地方自治

——「私に言いたくないこと」の思いが強いのか。

——「さ、とくに力を入れてほしい」といいます。

平和の問題です。特定秘密保護法が施行され、憲法が変えられそうな流れに強い危機感を持っています。安倍政権がめざす憲法改悪は「戦争する国づくり」「人権の」と向かっています。子どもたちの教育の内容も大きく変えられようとしています。いま大きな運動が必要だと思っています。衆議院文部科学委員あての要請と「私は言いたくない」というメッセージを集めて届けています。

——「住んでいるか」で負担が違ってしまう。知らなかつたこと驚かされることもあります。小さい子どもを育てているお母さんやお父さん世代の若いみなさんにも歓迎されています。



新日本婦人の会大阪府本部のみなさん

## お金の心配なく子どもを病院に通わせたい

——大阪府の子ども医療費助成の拡充を求めるといふお声も聞かれています。

子ども医療費助成も大切な問題です。私も子育てをしてきましたが、自分の子どもが幼かったときは、乳幼児の医療費助成制度しかありませんでした。生活が苦しかったので、子どもが病気になるたびに、ケガをしたときは、子どもに申し訳ないと思いつつ、財布の中身を気にしながら病院に行っていました。

——子ども医療費の助成制度の拡充のほかに大阪府に望むことはありますか。

橋下さんが知事・市長になってから、「慰安婦」発言や最近の「愛人を住ませればいい」との発言、クレオ大阪の廃止をめざすなど、女性蔑視の言動が目立つと感じています。また「子どもを笑顔にする」と

## やりがいを持って仕事をしたい

——最後にありますが、府職員へのメッセージがあれば、お願いします。

府の担当の方と交渉や懇談などでお会いすることがあります。私たちは府民の立場で言いたいことを言えますが、担当職員の方は、それぞれの立場もあって、言えないこともたくさんあるんだろうなと感じています。

自分たちの思いと府の予算や方針との狭間にいて大変だと思いますが、やりがいをもって仕事をしたいと思っています。

——お忙しい中、ありがとうございました。

起こすことを強調しました。場からは、生々しい実態と窓口での苦勞が報告され、議論になりました。

東北地震の被災地での運動や全国からの復興支援のとりくみの報告には胸を打たれました。岩手県での「憲法キャラバン」のとり

の破たんや震災復興の遅れの中で、いっそう憲法をくらしに生かしていかないと求められていること、安倍政権の改憲策動との鋭い矛盾のなかで、自治体労働運動の意義が大きいことを感じる集合となりました。

## ろうきん財形のススメ

積立は給与天引きだから、知らず知らずのうちに貯まります。住宅財形・年金財形の残高合計で550万円まで非課税で有利です。

### 一般財形

車・旅行・教育・結婚などみなさまのライフイベント・ライフプランに合わせてご利用できます。積立途中に実際に資金が必要になった場合でも、解約せずに一部または金額を払戻しができるので安心です。

#### 一般財形のしくみ

- 加入資格／勤労者
- 資金用途／制限なし
- 積立方法／毎月賃金と夏・冬一時金から天引き
- 利息に応じ20.315%の税金(復興特別所得税を含む)が源泉分離課税されます。

### 住宅財形

マイホームの新築・購入、リフォームや増改築等の住まいの資金づくりに最適です。貯蓄残高550万円(年金財形と合わせて)までなら、お利息に税金はかかりません【注1・2】

#### 住宅財形のしくみ

- 加入資格／満55歳未満の勤労者で、1人1契約【注3】(一般財形、年金財形との併用可)
- 資金用途／自己の居住する新築・中古住宅購入、増改築、建て直し、買い替え(土地取得のみは含みません)
- 積立方法／毎月賃金と夏・冬一時金から天引き

### 年金財形

積立期間中はもちろん、受取期間中も非課税の有利なプランです。貯蓄残高550万円(住宅財形と合わせて)までなら、お利息に税金はかかりません。【注4】

#### 年金財形のしくみ

- 加入資格／満55歳未満の勤労者で、1人1契約【注3】(一般財形、住宅財形との併用可)
- 資金用途／年金としての定期的な受取り
- 積立期間／5年以上【注5】
- 受取方法／満60歳以降に5年以上20年以内
- 積立方法／毎月賃金と夏・冬一時金から天引き

【注1】要件を満たした住宅取得やリフォームの費用に充てるために払戻しに限り、(法令に定める書類の提出が必要です。【注2】資金用途以外の目的で払戻し場合は全額解約となり、原則解約日より5年以内に支払われた利息および中途解約利息に対し20.315%(2013年1月1日から2037年12月31日までの間に適用される復興特別所得税を含む)の税金が源泉分離課税されます。【注3】非課税財形(住宅財形・年金財形)に加入できる方は、2014年9月17日現在で、55歳未満の方です。【注4】資金用途以外の目的で払戻し場合は全額解約となり、原則解約日より5年以内に支払われた利息および中途解約利息に対し20.315%(2013年1月1日から2037年12月31日までの間に適用される復興特別所得税を含む)の税金が源泉分離課税されます。ただし、年金支払開始から5年を経過して解約する場合には、中途解約支払利息のみに課税されます。【注5】年金受取開始日までに、積立終了日から6ヶ月以上(ただし、支払周期が6ヶ月の場合は7ヶ月以上、1年の場合は13ヶ月以上)5年以内の据置期間が必要です。

募集期間／2014年6月1日(日)～6月14日(土)  
※募集は新規加入・積立額変更とも年1回になります。

